

令和6年第2回砂川市議会定例会

令和6年6月17日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて
報告第 3号 下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定について
議案第 6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
武田 真議員
石田 健太議員
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
自 6月17日 4日間
至 6月20日
- 日程第 3 主要行政報告

- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて
報告第 3号 下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定について
議案第 6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君	副議長 小 黒 弘 君
議 員 是 枝 貴 裕 君	議 員 石 田 健 太 君
伊 藤 俊 喜 君	山 下 克 己 君
高 田 浩 子 君	鈴 木 伸 之 君
中 道 博 武 君	水 島 美 喜 子 君
沢 田 広 志 君	武 田 真 君
辻 勲 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	安 原 雄 二
総 務 部 審 議 監	

市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	三 橋 真 樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広
事 務 局 係 長	佐々木 健 児

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから令和6年第2回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、武田真議員及び石田健太議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、全国市議会議長会第100回定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまからその伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

[表彰伝達]

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月20日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

2ページ、総務部市長公室課の関係では、2点目の住民と学ぶ避難所訓練の実施について、3月16日、石山老人憩の家において、避難所運営を自分事として捉え、避難者への対応や支援物資の供給等について考えることを目的とした住民と学ぶ避難所訓練を実施し、当日は避難所運営ゲーム・備蓄食品の試食を行い、旧石山中学校を指定避難所としている

4町内会から24名が参加したところでございます。

次に、政策調整課の関係では、2点目の砂川市第7期総合計画第2次実施計画の策定について、3月29日、本市の目指す「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現に向け、砂川市第7期総合計画で示した基本施策の目標、基本事業の狙いに基づき、総合的、経済的かつ計画的な事業の推進を図るため、令和6年度から令和8年度に実施すべき事業を具体的に示した「砂川市第7期総合計画第2次実施計画」を策定したところでございます。

次に、4ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など12の運動に各団体、企業が取り組まれており、うち飲酒運転撲滅の日である6月6日に飲酒運転撲滅集会を開催したところでございます。

次に、7ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、1点目の第7期砂川市障がい福祉計画の策定について、3月15日、第2回砂川市障害者地域自立支援協議会を開催し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期砂川市障がい福祉計画の素案について協議を行い、3月28日、第3回協議会において前回の協議結果を踏まえて内容を一部修正した同計画(案)が承認されたことから、3月29日に同計画を策定したところでございます。

次に、8ページ、子育て支援課の関係では、3点目の乳児すこやか応援クーポン券支給事業について、4月1日より、新生児の保護者に支給する乳児おむつ無料クーポン券について、さらなる利便性の向上が図られるよう、クーポン券を使用できる対象品目及び取扱店を拡大し、乳児すこやか応援クーポン券として支給を開始したところでございます。

次に、4点目の市立保育所副食費無償化事業及び幼稚園等副食費助成事業について、子育て世帯における経済的負担の軽減が一層図られるよう、市立保育所ではゼロ歳児から2歳児までの給食費及び3歳児から5歳児までの副食費の無償化を実施し、幼稚園等では副食費相当額の助成を開始したところでございます。

次に、5点目の市立保育所等における使用済みおむつの施設内処理等について、6月1日より、市立保育所及び病児・病後児保育施設において、保育中に使用したおむつを保護者が持ち帰る方式から各施設内で処理する方式に変更するとともに、市立保育所に通う子供が使用するおむつについて、保護者と市の選定事業所との契約により、月ぎめの定額で制限なく使用できるサービスを開始したところでございます。

次に、9ページ、介護福祉課の関係では、2点目の第9期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画の策定について、3月25日、砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会での審議等を踏まえ、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画」を策定したところでございます。

次に、4点目の南吉野老人憩の家改築に向けた地域との協議について、4月26日、施設の老朽化に伴い改築要望が提出されている当該施設について、10町内会で組織された指定管理者である南吉野町内会長連絡協議会と懇談し、将来的な施設の管理運営などを含め、改築に向けた協議を進めていくこととしたところでございます。

次に、12ページ、ふれあいセンターの関係では、4点目の健康すながわ21（第3次）の策定について、1月31日から2月29日までパブリックコメントを実施したところ、意見はなく、3月29日、令和6年度から令和17年度までを計画期間とする健康増進計画「健康すながわ21（第3次）」を策定したところでございます。

次に、5点目の砂川市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について、3月29日、国民健康保険被保険者の健康の保持増進並びに医療費適正化等の推進に向け、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「砂川市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定したところでございます。

次に、13ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月23日、24日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局のボランティア・サポート・プログラムを活用し、植樹柵に植花を行ったところでございます。実施区間は国道12号北5丁目から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵数は213柵、花種はマリーゴールド4,550株、柵管理者は地先商店主等の150人でございます。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月22日から24日まで、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹柵やプランターに植花を行ったところでございます。実施区間は道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド1,720株、柵管理者は地先商店主等の23人でございます。

次に、15ページ、9点目の地域おこし協力隊について、商店街振興事業に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、書類選考及び面接を行い、5月1日より採用したところでございます。

次に、16ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、生育状況は平年並みか平年より早く進んでいるところでございます。

次に、17ページ、10点目の地域おこし協力隊について、農作業支援に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、書類選考及び面接を行い、4月1日より委嘱したところでございます。

次に、20ページ、建設部土木課の関係では、5点目の請負代金等請求控訴事件について、3月26日、札幌高等裁判所において口頭弁論が開かれ、結審となり、判決日は6月25日に決定されたところでございます。

次に、6点目の損害賠償請求事件について、2月29日、「請負代金等請求控訴事件」に関連し、少額訴訟の申立てが東京簡易裁判所にあり、4月26日、滝川簡易裁判所に移送することが決定されたところでございます。

次に、22ページ、建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は7件、247万4,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は17件、829万6,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は2件、35万1,000円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は5件、108万1,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は4件、160万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、8点目の特定空家等の認定について、4月24日、第1回砂川市空家等対策推進会議を開催し、市内3件の管理不全な空き家について協議を行い、うち2件を特定空家等と認定したところでございます。

次に、23ページ、9点目の住み替え支援事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は4件、40万円、(2)同居近居促進補助金は1件、10万円、(3)子育て支援補助金は11件、160万円、(4)移住促進補助金は7件、140万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は3件、30万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、26ページ、市立病院の関係では、3点目の令和6年度附属看護専門学校の入学生状況について、一般入学受験者25名のうち、合格者18名、推薦入学試験合格者12名、合計30名の学生が4月11日に入学し、本年度当初の各学年在籍状況は1年生30名・2年生26名・3年生30名の総数で86名となったところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の小・中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は普通学級及び特別支援学級を合わせ、小学校で1学級の減、中学校で増減はなく、全体で1学級の減となりました。児童生徒数は、

小学校で5人の増、中学校で31人減少し、全体で26人の減少となりました。

次に、3点目の令和6年度全国学力・学習状況調査について、4月18日に実施し、対象と科目は小学6年生は国語、算数、中学3年生は国語、数学であり、調査人数は小学6年生94人、中学3年生108人でありました。

次に、4点目の令和6年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、4月25日、ウェブ上で開催され、これからの高校づくりに関する指針、高等学校配置計画検討資料が示されました。

次に、2ページ、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校統合準備委員会の開催について、(1)砂川市義務教育学校制服等製造事業者の決定について、3月26日、市役所で開催し、最も適切な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施しました。制服企画提案者2者、ジャージ企画提案者3者が参加し、それぞれの提案について審査した結果、制服、ジャージとも菅公学生服株式会社に決定いたしました。委員出席者は16人でありました。

(2)令和6年度第1回準備委員会を5月30日に市役所で開催し、報告及び砂川学園の校歌及びスクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は15人でありました。

次に、2点目の砂川市小中一貫教育推進委員会の開催について、令和5年度第6回と6年度第1回を市役所で開催しました。(1)第6回推進委員会を3月21日に開催し、報告及び「キャリア・パスポート」、小学校における各教科の年間指導計画等、令和5年度砂川市小中一貫教育推進の重点に係る評価及び令和6年度砂川市小中一貫教育推進計画の策定について協議を行い、委員出席者は14人でありました。

(2)第1回推進委員会を4月30日に開催し、報告及び各ワーキンググループの業務について協議を行い、委員出席者は12人でありました。

次に、3点目の令和6年度砂川市小中一貫教育推進計画の策定について、小中一貫教育の導入・推進を図るため、小中一貫教育推進の年次計画や令和6年度の重点などを示した推進計画について、4月17日開催の第4回砂川市教育委員会会議定例会において決定しました。

次に、3ページ、4点目の工事の発注状況について、(1)発注済工事は、砂川市義務教育学校建設工事及び仮設駐車場整備工事であり、施工業者及び契約金額は記載のとおりであります。

(2)進捗状況は、発注率0.83%、進捗率7.14%であります。

次に、5点目の砂川市義務教育学校建設実施設計の完了について、6月3日、砂川市義務教育学校基本設計に基づき、義務教育学校の建設工事に必要な建築図面や設計図面等の設計図書をまとめた同実施設計が完了しました。

次に、4ページ、社会教育課所管では、1点目の放課後子ども教室について、5月10日、豊沼小学校地区、13日、空知太小学校地区、15日、砂川小学校地区、30日、北

光小学校地区、6月3日、中央小学校地区においてそれぞれ開設しました。2月までの間、各小学校区で15回程度を実施する予定であります。

次に、2点目の砂川市青少年問題協議会の開催について、4月22日、市役所で開催し、滝川警察署等からの情報提供をいただき、委員出席者は10人でありました。

次に、3点目の砂川市少年の主張大会について、6月1日、地域交流センターゆうにおいて少年の主張大会を開催し、最優秀賞となった砂川中学校2年生の川村さんを7月17日に開催予定の少年の主張空知地区大会に出場者として推薦しました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会について、4月11日に総会を地域交流センターゆうで開催し、令和5年度の事業報告及び決算報告と令和6年度の事業計画案及び予算案について承認されました。

次に、5ページ、3点目の地域おこし協力隊について、スポーツ振興事業に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、3名の応募があり、書類選考及び面接を行い、うち2名を4月1日及び5月1日より採用しました。

次に、図書館所管では、1点目の各種事業についての(1)ジャリンバ文庫贈呈式について、3月25日、図書館児童書コーナーにおいてジャリンバ文庫贈呈式が行われ、絵本20冊の寄贈を受けました。なお、砂川ジャリンバからは、今回で24回目、総数304冊の寄贈となりました。

(3)1日子ども図書館体験について、5月11日に図書館において図書館業務の体験を小学生4人が参加して行いました。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 継続費の通次繰越しについて

報告第3号 下水道事業会計予算の繰越について

○議長 多比良和伸君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 継続費の通次繰越しについて、報告第3号 下水道事業会計予算の繰越についての3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から報告第1号、報告第2号についてご報告申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

令和5年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍システム改修事業は金額436万7,000円、同じく、事業名、住民基本台帳システム改修事業は金額459万8,000円、同じく、事業名、戸籍附票システム改修事業は金額246万4,000円、同じく、事業名、コンビニ交付システム改修事業は金額188万1,000円であり、全額を翌年度に繰越しするものであります。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）、これは住民税均等割課税世帯特別給付金関係であり、金額288万8,000円でありましたが、うち288万7,945円、同じく、2項児童福祉費、事業名、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）、これは子育て世帯子ども加算特別給付金関係であり、金額342万2,000円でありましたが、うち342万1,937円を翌年度に繰越しするものであります。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業は金額106万2,000円。6款農林費、1項農業費、事業名、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金は金額185万円であり、全額を翌年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金であり、合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第2号 継続費の通次繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づく継続費を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

令和5年度砂川市一般会計継続費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。7款商工費、1項商工費、事業名、砂川駅前施設建設工事、継続事業初年度分であります。継続費の総額は10億430万円であり、令和5年度継続費の予算額は988万6,000円でありましたが、そのうち令和5年度支出済額が393万円であり、残額595万6,000円を翌年度、すなわち令和6年度へ通次繰越しするものであり、その財源は繰越金595万6,000円であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 報告第3号 下水道事業会計予算の繰越についてご報告申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき建設改良費を繰越いたしましたので、同条第3項の規定により報告をするものであります。

令和5年度砂川市下水道事業会計予算繰越計算書に基づき、ご説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、流域下水道整備事業、金額255万7,073円ありますが、本市が建設費の一部を負担する北海道の事業において年度内の完成が見込めないため、翌年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、主に地方債で

あり、合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより報告第1号から第3号の一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号から第3号を終わります。

- ◎日程第6 議案第4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定について
- 議案第6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第6、議案第4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定について、議案第6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算の5件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君（登壇） 議案第4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、多くの人々が集うことができるにぎわいと魅力を生む居場所を提供することにより中心市街地の活性化に寄与するために設置する砂川市まちなか交流施設の管理運営に係る事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。現在駅前地区整備事業として進めております当該施設について令和7年7月の供用開始を予定していることから、当該施設の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市まちなか交流施設条例の制定であります。23条立てで構成されており、第1条から順次ご説明申し上げます。規定内容につきましては、条文の要旨を説明させていただきます。第1条は、設置の定めであり、まちなかの魅力を高め、にぎわいを創出する場所を提供し、中心市街地の活性化に寄与するため、砂川市まちなか交流施設を設置するものと定めるものであります。

第2条は、名称及び位置の定めであり、名称は砂川市まちなか交流施設と定め、位置は砂川市西1条北2丁目1番20号と定めるものであります。

第3条は、施設の定めであり、交流施設には第1号から第6号までに掲げる施設を定めるものであります。

第4条は、管理の定めであり、交流施設の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせるものと定めるものであります。

第5条から第7条までの規定は、指定管理者の指定を受けようとする者の指定申請、選定方法、指定を規定したものであり、それぞれ規定する内容につきましては従来の指定管理者に関する申請、選定等と同様であります。

3ページを御覧願います。第8条は、指定管理者が行う業務の範囲の定めであり、第1号は使用の許可及び利用料金の収受に関する業務、第2号は維持及び管理運営に関する業務、第3号は利用促進に関する業務、第4号は使用状況の統計等に関する業務、第5号はその他市長が必要と認める業務を定めるものであります。

第9条は、開館時間の定めであり、第1項は開館時間を午前8時30分から午後7時までと定めるものであり、第2項は使用許可を受けようとする者が午後7時を超えて交流施設を使用しようとするときは開館時間を午後9時まで延長することができるものと定めるものであり、第3項は指定管理者は管理運営上必要と認めるときは第1項に定める開館時間を変更することができるものと定めるものであります。

第10条は、休館の定めであり、第1項は休館日を12月29日から翌年の1月3日までの日と定め、第2項は指定管理者は管理運営上必要と認めるときは市長の承認を得て臨時に開館または休館することができるものと定めるものであります。

第11条は、使用の許可の定めであり、第1項は施設を占有して使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないと定めるものであり、第2項は指定管理者は管理運営上必要と認めるときは使用の条件を付すことができると定めるものであります。

第12条は、特別設備等の許可の定めであり、使用者は特別の設備を設け、または特殊物件を搬入しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならないと定めるものであります。

第13条は、利用料金の収受の定めであり、第1項は使用者は別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならないと定めるものであり、4ページを御覧願います。第2項は指定管理者は前項の利用料金を収入として使用者から収受することができるものと定めるものであり、第3項は使用者は利用料金を前納しなければならないとし、ただし指定管理者が認めるときはこの限りではないと定めるものであります。

第14条は、利用料金の減免の定めであり、指定管理者は規則に定めるところにより、利用料金を減額し、または免除することができるものと定めるものであります。

第15条は、利用料金の還付の定めであり、既納の利用料金は還付しないとし、ただし規則に定めるところにより、その全部または一部を還付することができるものと定めるもので

あります。

第16条は、個人情報の定めであり、指定管理者及びその従事者は業務で知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないと定めるものであります。

第17条は、目的外使用等の禁止の定めであり、使用者は使用許可を受けた目的以外に使用し、その一部もしくは全部を転貸し、または権利を他に譲渡してはならないと定めるものであります。

第18条は、使用許可の取消し等の定めであり、指定管理者は第1号から第6号のいずれかに該当する場合は使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、または使用を停止させ、もしくは使用を制限することができるものと定めるものであります。

第19条は、入場の制限の定めであり、指定管理者は第1号から第3号のいずれかに該当する者に対して入場を拒否し、または退場を命ずることができると定めるものであります。

5ページを御覧願います。第20条は、原状回復の定めであり、第1項は使用者の原状回復の義務の定めであり、第2項は使用者は前項の義務を履行しないとき、または履行が不完全なときは原状回復に要する経費を負担しなければならないと定めるものであります。

第21条は、協定の定めであり、市長は交流施設の管理及び運営に関する業務の細目について指定管理者と協定を締結するものとするものと定めるものであります。

第22条は、損害賠償の定めであり、使用者はその責めに帰すべき事由により交流施設の施設、設備等を毀損し、または滅失したときはその損害を賠償しなければならないと定めるものであります。

第23条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものと定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、ただし次項の規定は公布の日から施行するものと定め、第2項は準備行為であり、この条例の施行に関し必要な準備行為はこの条例の施行の日前においても行うことができると定めるものであります。

次に、6ページを御覧願います。別表は、条例第13条に規定する利用料金の定めであり、施設ごとに市内及び市外の使用者に区分し、それぞれ1時間、1日、または一月単位とした料金単価を定めており、備考欄にはそれぞれの細目について定めているところであります。備考の第1項は、利用料金は占有使用による利用料金と定めるものであります。第2項は使用面積の端数整理について定めるものであり、第3項は使用時間の端数整理について定めるものであり、第4項は軽食提供スペースにおいて電気及び水道を使用した場合はその実費相当額を徴収すると定めるものであり、第5項は自動販売機スペースにおいて電気を使用した場合はその実費相当額を徴収すると定めるものであり、第6項は移動販

売車の定義の定めであり、第7項は一月を単位とする利用料金における日割計算について定めるものであり、第8項は駐車場の定期使用について定義し、当該駐車場を使用できるのは市内に事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業者に限ると定めるものであり、第9項は電源コンセントの利用料金は屋外広場または駐車場において使用する場合に限り徴収すると定めるものであり、第10項は利用料金の端数整理について定めるものであります。

なお、別表に定める利用料金の設定の考え方につきましては、11ページ、議案第4号附属説明資料ナンバー2、利用料金設定の考え方においてご説明申し上げます。11ページを御覧願います。初めに、1の利用料金設定の方針であります。砂川市まちなか交流施設は市民誰もが無料で利用できる施設、広場としておりますが、施設を一定時間占有使用することも可能であることから、受益と負担の公平性を確保する観点から、占有使用による利用料金を設定することが必要であり、受益者負担の原則と施設経営における収入確保の視点から、市内外から多くの利用がなされ、日常的なにぎわいが創出できるよう、利用しやすく分かりやすい利用料金とするものであります。

2の利用料金の設定であります。①は維持管理費から算出した金額を基本とし、市内の類似施設等の利用料金も参考として設定をしております。

②は、利用のしやすさを確保する観点から、原則1時間を単位とした利用料金を設定しますが、軽食提供スペース、自動販売機スペース及び駐車場の定期使用については継続使用の性格を有するので、1か月を単位とした利用料金とするものであります。また、移動販売車については、移動の容易性から、当日の販売状況の変動によって営業時間を変更することも考えられるため、1日を単位とした利用料金とするものであります。

③は、全面使用の利用料金はにぎわい創出により有効な全面使用でのイベント実施を促すため、一部占有使用の利用料金よりも単価を低く設定し、また駐車場の全面使用については屋外広場での実施を促すことを考慮した料金設定とするものであります。

④は、利用しやすく分かりやすい誰もが平等に利用できる料金体系とするため、時間帯や曜日での格差は設けず、全日、全曜日を通しての料金を設定し、年間を通じて快適な利用環境を提供するため、冷暖房料金を加味した通年利用料金とするものであります。

⑤は、地域経済活力向上の観点から、イベント、物販などの経済活動を促進するため、営利、非営利による加算額を設けず、また占有使用と併せた施設備品の貸出しを無料とし、市内事業者、団体での活動を促進するため、市外の利用者は100%加算としております。

3の利用料金減免の考え方につきましては、施設の設置目的は中心市街地の活性化であり、まちなかで経済活動を行うことでにぎわいを創出し、商店街の振興を図ることですので、その目的に鑑み、誰もが平等に利用することを原則として規定しているところであります。

続きまして、戻っていただきまして7ページを御覧願います。議案第4号附属説明資料ナンバー1、砂川市まちなか交流施設条例施行規則についてご説明申し上げます。第1条は趣旨の定め、第2条は指定申請の定め、第3条は通知の定めであります。

第4条は、使用の許可申請の定めであり、第1項は使用許可申請は使用する日の1週間前までに提出しなければならないとし、ただし申請者のうち開館時間の終了時間を超えて使用しようとする者は使用する日の一月前までに使用許可申請書を提出しなければならないと定めるものであり、第2項は使用許可申請時における利用料金の納付について定めるものであり、第3項は使用許可申請書の提出を使用する日の1年前から行うことができると定めるものであり、第4項は使用許可を受けることができる施設の使用期間は1年以内と定めるものであります。

第5条は特別設備等の許可申請の定め、第6条は許可書の交付の定め。

8ページを御覧願います。第7条は、利用料金の減免の定めであり、第1項は減免の対象となるものの定めであり、第1号は市または指定管理者が主催するもの、第2号は前号に定めるもののほか、特に指定管理者が認めるものと定めるものであり、第2項は減免申請の提出について定めるものであります。

第8条は、利用料金の還付の定めであり、条例第15条ただし書に規定する還付として、第1号は災害により施設が利用できなくなったときまたは施設の管理上の都合により使用許可を取り消したときは全額、第2号は使用許可事項の変更または使用中止の届出があったときは別表に定めるところにより還付することができるものと定めるものであります。

第9条は使用の変更または中止の定め、第10条は使用者の遵守事項の定め、第11条は破損等の届出の定め、第12条は使用後の点検の定め。

9ページを御覧願います。第13条は、その他の定めであり、この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めるものと定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この規則は令和7年4月1日から施行するものとし、ただし次項の規定は公布の日から施行するものと定め、第2項は準備行為であり、条例附則第2項の規定により、条例の施行前において行われる準備行為はこの規則の規定により行うことができると定めるものであります。

別表は、規則第8条第2号に規定する還付の定めであり、使用区分、届出日、還付額について定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から議案第6号、議案第1号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、砂川市過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

砂川市過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、令和3年4月1日から10年間の時限立法として成立した過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から7年度までの前期5か年を計画期間として策定しております。計画の変更につきましては、過疎対策事業債が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて実施する事業が対象とされていることから、計画に登載されていない新たな事業を追加するため、変更を行うものであります。計画の変更に当たっては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。変更部分にアンダーラインを表示しております。砂川市過疎地域持続的発展市町村計画（案）であります。3、計画の表中、持続的発展施策区分の（6）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項中、新たに事業名（施設名）に（1）児童福祉施設、保育所を、事業内容に中央地区学童保育所整備事業を、事業主体に砂川市を、また同表中、新たに事業名（施設名）に（3）高齢者福祉施設、その他を、事業内容に社会福祉法人砂川福祉会空調設備整備事業を、事業主体に砂川市を追加するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,806万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億7,406万2,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債2,550万円を補正し、補正後の限度額を22億6,560万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは今補正による臨時事業であります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。タブレットでは11ページになります。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）に要する経費1億6,092万7,000円の補正は、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業に係る経費であります。令和5年11月2日に閣議決定

されたデフレ完全脱却のための総合経済対策を受け、令和5年度に住民税が非課税であった世帯及び均等割のみ課税された世帯に対し給付金を支給したところですが、引き続き物価高騰対策として令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税される世帯に対し1世帯当たり10万円を支給するもので、住民税非課税世帯特別給付金2,500万円、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金1,300万円であります。なお、令和5年度に住民税が非課税であった世帯及び均等割のみ課税された世帯への給付金を受給された世帯等につきましては、このたびの支給の対象外となります。次に、定額減税補足給付金1億2,000万円は、令和6年に実施される所得税3万円及び住民税1万円の計4万円の定額減税において納税者本人と扶養親族の数から算定される減税額が定額減税を行う前の所得税額及び住民税所得割額を上回る場合には差額相当額を支給するものであり、対象者として3,000人、平均支給額4万円を見込んだものであります。そのほか、給付金支給事務経費として職員手当153万6,000円、通信運搬費63万円、消耗品費などのその他の経費76万1,000円であります。

同じく2項1目児童福祉総務費で一つ丸、児童の養育に要する経費589万7,000円の補正は、児童手当法が一部改正され、令和6年10月分以降の児童手当について主たる生計を維持する者の所得制限の撤廃、高校生年代までの支給対象年齢の引上げ、第3子以降の支給額の引上げ、多子加算における子の数え方の見直し、支給回数の変更により制度内容が抜本的に拡充されることに伴い、システム改修及び高校生年代の児童の属する世帯に対する制度周知を行うもので、児童手当システム改修委託料558万4,000円、事務経費として職員手当24万8,000円、消耗品費、通信運搬費などのその他の経費6万5,000円であります。

次に、同じく、二重丸地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）に要する経費390万7,000円の補正は、子育て世帯子ども加算特別給付金支給事業に係る経費であります。令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び均等割のみ課税される世帯への給付の加算として当該世帯における18歳以下の児童1人当たり5万円を支給するもので、子育て世帯子ども加算特別給付金360万円、給付金支給事務経費として職員手当24万8,000円、通信運搬費9,000円、消耗品費などのその他の経費5万円であります。

次に、18ページ、タブレットでは12ページになります。4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費3,572万7,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種については予防接種法施行令の改正により季節性インフルエンザワクチンの定期接種と同様の扱いとなったことから、令和6年秋、冬の接種において定期接種対象者である65歳以上の者及び60歳から64歳で重症化リスクの高い者に加え、生後6か月以上中学生以下を対象とし、国から示された助成金に加え、市独自の助成により自己負担額の軽減を図り、実施するもので、予防接種委託料3,569万4,000円、事

務経費としてその他の経費3万3,000円であります。なお、自己負担額につきましては、季節性インフルエンザワクチンの定期接種と同様の割合で定期接種者は2,000円、生活保護者は無料とし、中学生以下はインフルエンザワクチンと同額の自己負担で接種できるよう1,000円としたところであります。

次に、同じく1項3目母子保健費で一つ丸、乳幼児健診に要する経費27万円の補正は、出産後から切れ目のない健診の実施体制整備を目的として北海道が全道の医療機関等と締結している委託業務の協定事項に1か月児健診を追加し、令和6年6月から実施することから、生後1か月の乳児を対象とした健診費用を軽減するため、医療機関に委託して実施する健診委託料24万円、また本年度においては事業開始前に受診した乳児の保護者に対しても健診費用を助成する健診費補助金3万円であります。

次に、20ページ、タブレットでは13ページになります。7款商工費、1項5目駅前地区整備事業費で二重丸、駅前地区整備事業費53万4,000円の補正は、駅前施設建設地の北側に所在する北海道銀行所有の車庫及び当該用地について敷地の不整形を解消し、施設の景観向上を図るため、新規の車庫スペース及び既存の駐車台数を確保することを条件として北海道銀行所有地と市有地を同一面積により等価交換することの協議が調ったことから、用地の確定と交換する土地の分筆登記を行うための測量調査を実施するものであります。

次に、22ページ、タブレットでは14ページになります。8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、除雪機械整備に要する経費3,080万円の補正は、平成15年度購入の道路除雪用の除雪トラックを交差点の雪処理など多様な除雪作業が可能な除雪ドーザに変更し、更新するもので、要望していた国庫補助金について4月に内定があったことから、このたび補正予算を計上するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で1億6,939万1,000円の補正は、除雪機械整備事業費及び子ども・子育て支援事業費並びに地方創生臨時交付金事業費、母子保健医療対策総合支援事業費であります。

次に、18款繰入金で2,159万1,000円の補正は、財源調整のため、財政調整基金を繰り入れるものであります。

次に、20款諸収入で2,158万円の補正は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金であります。

次に、21款市債で2,550万円の補正は、除雪機械整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、24ページ、タブレットでは15ページになります。地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,515万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページを御覧願います。タブレットでは8ページです。1款総務費、1項1目一般管理費で132万円の補正は、アンダーラインを付しておりますシステム改修委託料であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年12月2日で健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証の利用を基本と仕組みへ移行することから、マイナ保険証を持たない被保険者への資格確認書発行や個人番号の下4桁を含む加入者情報の通知等を実施するため、システムの改修を行うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。2款国庫支出金で132万円の補正は、先ほどご説明しましたシステム改修費用に対して国から交付される社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページを御覧いただきたいと存じます。第1条は、今回の補正を第1号とするものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額5億4,558万円は、過年度分損益勘定留保資金5億4,558万円」を「不足する額5億4,562万円は、過年度分損益勘定留保資金5億4,562万円」に改めるものであります。これは、資本的収入で4,480万円増額し、収入の総額を11億4,860万8,000円、資本的支出で4,484万円増額し、支出の総額を16億9,422万8,000円とするものであります。

第3条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。医療機械器具整備事業分で限度額を4,480万円増額し、総額7億4,270万円とするものであります。

2ページになります。資本的収入であります。1項企業債4,480万円の増額は、医療器械器具購入によるものであります。

4ページになります。資本的支出であります。1項建設改良費4,484万円の増額は、2目資産購入費で、診断用の上部消化管汎用ビデオスコープ等については消化器内科

の開設及び消化器内科医師3名の着任に伴い、早期の消化管がんに対する内視鏡治療及び手術、検査件数の増加が見込まれることから、老朽化した機器の更新も含め、整備を図るものであります。その他の読影用端末一式については、院外や遠隔地からも読影業務を行えるシステムで、緊急時や災害時にも読影を必要とする際にも使用するため、整備を図るものであります。また、オフラインバックアップシステムについては、診療報酬改定においてサイバーセキュリティー対策の充実を図ることにより新たに算定できる要件が増設されたことから整備を図るもので、計11件の医療器械器具を購入するものであります。

6ページから11ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時17分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定についての総括質疑を行います。

条例第1条には、まちなかの魅力を高め、にぎわいを創出する場所を提供して中心市街地の活性化に寄与するためと設置目的が書かれています。そのとおりになることを望みながら質疑を行います。まず、1点目として愛称についてなのですが、地域交流センター条例にはゆうという愛称が条例制定時に書き込まれています。このことは、施設運営を事前によく話し合われた結果だと考えているのですが、駅前施設運営協議会ではこれまで協議をされてこなかったものなのか、またこの愛称についての考え方を伺います。

2点目としては、3条の施設についてなのですが、実施設計における砂川市の公共施設としての建物全体には今回条例に書かれている施設以外にも観光情報等発信施設事務室、それから起業・経営支援相談スペースも含まれていますが、条例にはありません。その位置づけはどのようになっているのかを伺います。

3点目は、4条ですが、管理は指定管理者に行わせるとありますが、指定管理者は幾つの団体を指定するのかをお伺いします。

4点目、第9条です。開館時間について伺います。なぜ午後7時で閉

館をするのかを伺います。

5点目は、第14条の減免についてなのですが、減額、免除と減免は解釈されるわけなのですが、減額、免除の具体的な説明をお願いします。そして、2点目としては、具体的な減免の事例を示していただければと思います。

あと2つです。6点目としては、月ぎめ駐車場について伺うのですが、今回月ぎめ駐車場が設置されるようなのですが、具体的な台数、そして貸せる対象者、どのような対象者に貸すことができるという考えなのかをお伺いします。

最後に、7点目として、月ぎめ駐車場に関連してのことなのですが、このまちなか交流施設や市役所周辺には民間の月ぎめ駐車場がたくさんあります。この月ぎめ駐車場を砂川市が運営するということになるわけなのですが、民業圧迫にならない理由についてをお伺いをいたします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君（登壇） それでは、7点ほどご質問がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

初めに、愛称の考え方ということでございますけれども、愛称につきましては正式名称とは別に施設やエリアに対して親しみや愛着を高めるため定めていくと考えているところで、今後公募を行い、決定していく予定としておりまして、施設や屋外広場のイメージに合った親しみやすく分かりやすいものにしていきたいと考えているところでございます。

次に、観光情報等発信施設の事務室と起業・経営支援相談スペースの位置づけということでありますが、条例第3条に定める施設につきましては一般使用者が自由に占有使用できる施設を定めており、観光情報等発信施設事務室及び起業・経営支援相談スペースにおきましては指定管理者の事務室としてのスペースでもありまして、一般使用者が自由に占有できるスペースではありませんので、条例には定めていないところであります。なお、観光情報等発信施設事務室及び起業・経営支援相談スペースにおきましては、指定管理者を予定する観光協会及び商工会議所が入居することになりますので、指定管理者の事務室のほか、両団体の事務室として指定管理業務以外の団体業務も行うことから、行政財産の目的外使用許可により貸付けを行うスペースとしているところであります。

次に、指定管理者は幾つの団体になるかということでございますけれども、施設の管理運営につきましては施設の目的である商店街の振興やまちなかのぎわい創出を図るためには市内の各団体や商工会議所との連携した取組が重要でありますので、それらのノウハウを生かした施設の効率的な運営やにぎわいを促す事業の実施、サービスの提供を行っていく必要があるため、指定管理者制度を導入することとしているところであります。そのようなことから、指定管理者の選定につきましては市内の各種団体や商工業者との関わり

が深く、施設の設置目的を効果的に達成できると見込まれる砂川商工会議所と砂川観光協会の共同体による指定管理を予定しているところでございます。

次に、開館時間はなぜ午後7時で閉館するのかということですが、本施設は中心市街地の活性化に寄与することを目的としており、特に地域経済の活力の向上、商店街へのにぎわいの波及を狙いとしていることから、近隣商店の営業時間に一定程度合わせる事が重要と考えているところでありまして、また通勤前後の方の利用や交通機関の待ち時間での利用、学生の放課後の交流や勉強などの利用も想定する中で午後7時以降の自由使用や観光客の来館は少ないものと見込んでいることから、施設の効率的な管理運営を考慮して開館時間は午後7時までとしたところであります。なお、会合やイベントなどにおいて午後7時以降の利用も想定されることから、占用使用の事前予約によって午後9時まで利用できるものとしており、これらの開館時間につきましては運営協議会においても検討していただき、決定したところでございます。

続きまして、減免の関係でございますけれども、減額、免除の具体的な説明ということですが、利用料金の減免につきましては施設の目的を踏まえ、減免の理由や要件は一定の明確な基準の下、受益者負担の原則に十分配慮した上で公平、公正に適用すべきものでありまして、本施設の目的はイベントなどによる経済活動を行うことでにぎわいを創出し、商店街の振興につなげるものとしておりまして、営利を伴うイベントの開催などによって地域経済の向上を図るものであります。一方で、非営利の活動におきましては、青少年の健全育成や芸術、文化の促進、福祉の向上を目的とした活動に係る利用が想定されるところでありますが、これらの事業実施においては地域交流センターやふれあいセンター等がありますので、そうした点においては施設の役割分担を明確にしておき、当施設においては施設の目的に沿って全ての人が平等に利用していただくことを基本として減免の適用範囲を最小限に定めているところでございます。

次に、具体的な減免の事例ということでございますが、減免規定におきましては市または指定管理者が主催するもののほか、特に指定管理者が認めるものとしており、市の委託事業など市と深く関連した事業、かつ公共性や公益性の高い事業で市民などから視認性に優れている本施設の立地を生かすことで広く市民等にPRされ、より効果的な事業となるものを想定しており、具体的には認知症カフェなどについては市庁舎を活動場所として開催しているところでございますが、多くの人に認知症に対して理解を深めてもらうためにサテライト会場として当施設のオープンな場所で行うことで、より効果があるものと考えているところでございます。なお、詳細な基準につきましては、市と指定管理者が今後協議して定めることとしているところでございます。

次に、駐車場の関係でございますけれども、月ぎめ駐車場の具体的な台数、貸せる対象者ということでございますが、施設の駐車場につきましては60台の駐車台数を確保しておりますが、平常時は余裕スペースが生じることが想定されることから、月ぎめの駐車場

については10台を上限に市内事業者を対象に来客用、または事業用の社用車を対象に貸し付けることを予定しているところでございます。

次に、月ぎめ駐車場は民業圧迫にならない理由ということでございますが、施設周辺には民間の駐車場が点在しているところでございますが、民業圧迫にならないよう、個人の自家用車は対象とはせず、商店等の来客者用及び事業用の社用車に限定し、貸し付けるもののほか、利用料金についても周辺の民間駐車場よりも一定程度高い額で設定し、貸付けの条件においても夜間の駐車禁止やイベントの際は移動することを条件としており、民間駐車場よりも制約のある条件で貸し付けるものでありますので、公正な競争が阻害されたり民間事業者が不利な競争を強いられることはないと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 順次2回目の質問を行っていくのですが、愛称については今後公募してやっていくということでした。この施設、いろいろな方々にたくさん利用してもらいたいというのはみんな共通の願いだと思うのですが、わざわざ駅前に国道12号線沿いにできる建物ですから、そういう意味で考えていくと少し話題性が少ないのかなと思ってまして、まさにこういう愛称の公募というのは、イメージをどう市民の皆さんに持ってもらうか、あるいは使い方ということもここで現れてくるのかなと思っているので、できればもっともっと早い段階で公募なりをすることによって注目度を高めていってほしかったなど。つまり地域交流センターなんていうのは、条例制定のときに愛称のゆうというのも書き込めるぐらい民間でいろいろな話合いが行われ、使い方、管理運営の方法もいろいろとやってきたという実績があって今があると思うのです。そんないい例があるので、この辺のところは意識してほしかったなと思っています。また、公募をもしされるのであれば、なるべく早い段階で、今建物が建ち始めていますので、より市民の皆さんに知ってもらうような状況をつくり出してほしいなと思っています。これは、それで終わります。

2点目なのですが、観光協会の事務所、それから商工会議所の事務所ということで、施設の目的外使用、つまり家賃を取ってということだから、ここには入ってこないのだというお話だったと思うのですが、特にこれまで観光協会、それから商工会議所という形、特に商工会議所は分かりやすいです。ただ、観光情報等発信施設事務室というところ、これは実施設計書には（観光協会）と書かれているのですが、これも今までいろいろな建物、施設に対する議論の中で観光協会以外にいろいろな団体がここに関わってくるのではないかというお話がたくさん出ていました。そこにはいろいろ出ていました。SuBACoだったりオアリパなんていうのもかなりたくさん出てきて、みんながその中へ入っているいろいろなことをやるというようなお話も出ていたと思うのですが、どうやらあの施設は今のお話でいくと観光協会の事務室という意味で目的外使用で貸していくというようなことで、ここはそういう理解でいいのかどうかをお伺いをします。

指定管理者の関係なのですけれども、この条例を読んでいくとかなり指定管理者の権限というか、力というか、強いものがあるなど感じています。例えば減免の申請にしても、先ほども話が出てきていたように、直接的に指定管理者が行う事業、それから市が行う事業以外のものは指定管理者が定めるという条文になっているわけです。先ほどのお話でいくとどうやら観光協会と、それから商工会議所が指定管理者になって、ただそれが2つではなく、共同体をつくって指定管理者をするというようなお話がありましたけれども、これも今初めて聞くようなお話でして、この指定管理者がどうなっていくのかというのは本当にこれから大事なことになっていくだろうと思うのです。

特に商工会議所という団体は法律の下で定められているしっかりとした活動ができる団体だということは分かっているのですけれども、観光協会の場合はどちらかという、私もそこにかつてはいましたので、よく分かっているのですけれども、規約もあって、しっかりした団体だろうとは思っています。ただ、よそから見たときに、何ら法人化されているわけでもなく、逆に言うと任意で観光事業に市民の皆さんが関わっているような団体という言い方をされてもおかしくないような団体なのかなと思うわけです。そこが先ほどから言ったように開館時間の問題、許認可、あるいは減免についての許認可ということのをこれから担っていくということになるわけで、今後共同体というのがゆうのようなNPO法人というようなものになっていくことなものなのか、今の状態のままただ共同体といっても本当に漠としたイメージしかないですよ。どんな共同体が商工会議所と観光協会によってつくり上げていかれるものなのかどうなのか、この辺のところは今の段階で少しお伺いしてもいいかなと思ってまして、もう少しイメージが湧くようなご答弁をお願いしたいと思います。

開館時間のことなのですけれども、午後7時で閉館するというのがちょっと早過ぎないのかなと正直思うのです。それはなぜかという、ちょうど今のこの時期からもうちょっと秋口になるまでは午後7時はまだ明るいではないですか。ここは多分夜電気がつくとちょっとおしゃれな雰囲気になるのではないかと、あのイラストを見る限り思えるのですけれども、明るいうちに鍵が締まって、人の流れも止まるというような状況になると思うのです。そういう意味からすれば、先ほどの答弁でも午後7時以降は会館の利用が少ないのではないかというお話がありましたけれども、これも何とも情けない答弁だなと思うのです。始まる前から、午後7時以降はお客さんというか利用者が少ないのではないかとやっているのも何かと思うのです。だから午後7時でやめようと考えたと取らざるを得ないのですけれども、では高校生や中学生たちが勉強のために集まるとか、あるいはJRや、それからバスを待っている人たちがここに来たらというお話も今まで出ていましたよね。そんなときに、明るいうちはまだいいではないですか、でも暗くなったときとか冬の寒いときにここにふっと7時過ぎてもいられるのだったら、非常に安心ができる駅の前の施設だなと私はイメージできるのです。でも、その頃になったらここはもう閉まって真っ暗

という状態なのです。何とも残念だなと思います。私みたいなおじさんがそこにいてもいいから、7時以降でも誰かが寄れるような体制というのはできなかったものなのかなと私は思っています。

でも、これは条例でそう決めて、私たちが議決をすればそのとおりにになってしまうということにはなるのですけれども、何でこんなことを言うかということ、市民が利用する施設、市の公共施設です。この近くの公民館も、それから地域交流センターゆうも、それから例えば南北のコミセン、東コミセンも全部午後9時まで開けているのです。何でこの施設は7時で終わってしまうのだろうなと思います。先ほども答弁の中で出てきましたけれども、指定管理者に許可を受ければ午後9時までではできるのですというお話はありました。ただ、午後9時まで使用できるのは、指定管理者の許可を得ればなのです。日常開いているわけではなくて、許可を得ないと午後9時まででは借りられない。しかも、規則を見ると1か月前に許可を得なければならないのです。例えばふっとあそこの多目的スペースを借りて会議をしたいなど、1か月前から許可を得て事前になるとこれは使いづらい施設になるなと思います。できれば、維持管理が大変だということであるならば、例えば冬時間、夏時間とか、もうちょっと。曜日によっては開けるとか、図書館もそうではないですか、夜間利用できるようにしているようなことがあるので、もうちょっと民間の指定管理者さんとの話合いの中でフレキシブルな使い方というのを、せっかく民間の指定管理者の方々がここを管理運営してくれるのだから、役所仕事とはちょっと違うようなイメージが私は欲しかったなと思っています。そこのところは何ともならないのか。提案してきてしまいましたものね、だから何ともならないのでしょうかけれども、残念です。

ただ、ここで伺いするのは、指定管理者の許可を得れば午後9時まで使用できるとあるのですけれども、これは誰でも1か月前に申し込めば指定管理者から断られるということはないのかどうなのか、ここはお伺いしたいと思うのです。その許可が関係の方々だとか、あるいは全く知らない人だったりとかといった場合には断られるというようなことはないのかどうなのか。誰でも1か月前に許可申請をすれば許可は下りると考えていいのかどうかというのはお伺いをしておきたいと思います。

減免のことについてなのですけれども、減免というのは減額と免除、ただということの2つがあると思うのです。この利用料金表を見たときに、例えば何割引きだとか、こんなことがあるからこそ減額という条文があるのだと思うのですけれども、どちらかというイメージとしては減額ではなくて免除なのではないのかなと。つまり無料で利用できるというイメージなのではないかなとは思っているのですけれども、この利用料金の中で減額というのはどんな状態のときに減額されるのか。例えばリーススペースだと市内の個人だと1時間当たり1,000円なのですけれども、これが500円になるなんていうことがあるのかどうなのか、想定されているのかどうなのかお伺いをします。

具体的な減免の事例ということをお伺いしたのですけれども、今のところ特別考えてい

なくて、これから話し合いをしていくということなのではございますけれども、これも遅いと思います。今の段階でもうそこら辺が分かっていないと、うちの団体はそういうことになるのか、ならないのか、お金を払わなければならないのかというのも非常に分かりづらいのですね。これも地域交流センターの条例の施行規則の中なのですが、地域交流センターの場合は市と教育委員会と指定管理者が主催するもの、これは非常に分かることなのではございますけれども、交流センターの場合は学校教育法に規定する市内の学校だとか、あるいは文化協会だとか、子ども会育成団体協議会とか、PTA联合会とか、市内の子育てサークル、市内の福祉団体が行う事業、青少年の健全育成及び世代間交流の促進、芸術、文化の振興または福祉の向上が図られると認められるもの。ただ、営利を主たる目的とするものを除くと書いてあるのではございますけれども、かなりしっかりと書かれています。こうやって書かないと、今回の条例に書かれているのは何かというと、指定管理者が特に認めるものと書かれています。

つまり市と指定管理者が直接事業を行うのは減免対象、私は多分無料になるという解釈でいいと思っているのではございますけれども、ではそれ以外のところは指定管理者に全部任せていいのかという話ですよ。市の職員はすごく規制が強いので、こういうことは得意です。駄目なこと、いいこと、決まりをつくるのはとても得意なのではございますけれども、民間の方々は正直言って難しいと思うのです。この人は認めて、この人は認めないということ、どこかでこの人は認めてしまって、同じ関連の人がもう一回来たときに本気で断れるかということなのではございます。だから、もっともっと細かくか、市、あるいは指定管理者が直接行う事業なら事業というだけにして、あとは利用料金はそんなに高くないと思うので、そこは減免なしにしたほうが私は指定管理者さんは楽だと思うのです。これから話し合っていくといたって、どんな人が借りようとしてくるか分からないわけですから、しっかりとここはいい、ここはただと決めていくのは難しいというか、もめごとの一因にすくなってしまうのではないかなと思うので、ここは今後どう、先ほど詰めていかれるというお話でしたけれども、どんなふうに詰めていかれようとしているのかお伺いをします。

月ぎめ駐車場の関係なのではございますけれども、10台ということで、これも今までずっと話が出ていたり、私がいろいろな形で質疑をしたときも何でわざわざ月ぎめ駐車場を造るのですかというお話の中で、周辺の商店街の方々の駐車場がなかったりとか、ごくごく限られた範囲で台数を決めて、どうしても前のいきさつからしてここに車を置きたいという要望があるとされてきたので、十何台かはしたいという答えだったと思うのです。でも、今回のこの条例を見ると、市内に事業所、本社、支店等を有する法人、または市内に住所を有する個人事業者。だから、私がここを7,000円で月ぎめ駐車場を借りようとしても借りられるということなのではございます。どうしてこんなに広げてしまったのだろう、逆に。これはかなり需要があると思います。例えば事業者でJRでよく通うことがある人がいたとします。そうしたら、ここを7,000円で借りて、JRを利用するときに、JRのあの駐

車場は狭いので、ここを利用して毎日JRで通うという考え方もあるだろうし、そういうのも全部オーケーなわけでしょう。今審議監が首を横に振られていましたけれども、どんな方々が7,000円で月ぎめ駐車場を借りるかなんていうことは分からないわけで、当然指定管理者が認めるということになるのでしょうかけれども、ここら辺はもう少し具体的なことがどう決まっていくのかをお伺いします。

最後の質疑です。民業圧迫にならないのでしょうかというお話をしたのですが、これまでこういうことは非常に砂川市は慎重だったと思うのです。だって、この施設の中でいろいろなことをやるのでも、例えばもっと前のSUBACOの話にしたって、コーヒーやお茶を出せないのだろうかとか、そういう話が出て、そこでお年寄りがちょっとお茶でも飲んで、いろいろな話をしてという、そこでお金をちょっとでもいいから100円でも200円でも、普通の喫茶店よりももっと安くみたいな話が出ていたこともあったのです。でも、そういうときは必ず周りに喫茶店があるし、民業圧迫になるからという言葉がよく出てきた言葉だったのです。

今日も役所へ来る前にこの周辺を見たら、空き地がいっぱいできてきてしまったから余計なのですが、需要がもちろんあるから、かなりの台数の民間の月ぎめ駐車場があります。わざわざそこに向かって、この新しい施設の駐車場に月ぎめ駐車場、これだけ貸せる対象が広がっているのならなおのことなのです。何でそこをやるのだろうと私は思っています。気軽に買物をするために月ぎめ駐車場ではなくて車を置く人たちもたくさん私はいると思うのです。例えばこの前郵便局へ行っただけですけれども、郵便局は駐車場に3台ぐらいしか止められないのです。本当に狭い切り返しの中でやるので、これができたらあそこに置いて郵便局まで歩いていこうかなと私は思っていますけれども、そんなような意味からすれば、もっともってお買物の人、公共施設がこの辺はいっぱいあるので、気軽に車を置いてもいいのではないという駐車場であっていいと思うし、そのためには誰かに固定した月ぎめの、10台であったとしてもこれはやるべきではないのではないかなとは思ってはいますけれども、その辺のところをもう少し、民業圧迫にはならないのだという根拠をお示しいただければと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて総括質疑を続けます。

小黑弘議員の総括質疑に対する答弁を求めます。

経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 それでは、何点か再質問がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、観光情報等の発信事務室の扱いということでございますけれども、観光情報等発信事務室におきましては観光協会の事務室として使用することとしておりまして、またSUBACOといたしまして地域おこし協力隊もそこで活動する拠点とするスペースになるところでございます。

続きまして、指定管理の共同体の関係でございます。現在予定している共同体におきましては、指定管理業務を行うに当たって代表者を定めた中でそれぞれの団体が役割分担を決めて行うものであり、JVのような事業共同体を想定しているところでありまして、新たな管理組合のようなものを設置するということは予定していないところでございます。

続きまして、午後7時以降の利用の関係でございます。午後7時以降の利用につきましては、事前予約で占有使用の場合は使用できるとしておりまして、利用者が7時以降も使いたいという希望があれば、団体等に限定せず、全ての方が利用できるというものであります。

次に、減免の関係で減額は想定しているかというところでございますが、条例におきましては減免の規定になりますので、減額または免除することができるとしてありますけれども、減額に関しましては今の段階では想定していないところでありまして、免除のみを想定しているところでございます。

次に、減免の基準、指定管理者の基準を定める協議はどのようにしていくのかというところでございますけれども、施設の利用に当たりましては施設の目的に沿って全ての方が平等に使用していただくことを基本としておりまして、利用料金についても低額な利用料金の設定としていることから、減免事例は少ないものと考えているところでございますが、今後利用の想定がされない利用に対応するために指定管理者と協議して基準を定めていく予定としているところでございます。

最後に、駐車場の関係でございます。駐車場の定期使用の対象といたしましては、あくまでも来客者用及び事業所所有の社用車に限定しておりますので、従業員などの通勤用の自家用車などについては対象としていないところでありまして、またそのような方々については民間の駐車場を借りていただければと考えているところでありまして、そのようなことでそういうような面におきましては利用者も限定して、またさらに料金も周辺の駐車場よりも一定程度高い額に設定しておりますので、民業の圧迫にはならないものと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 条例の中ではなかなか分からないことを質疑をしながらだんだん分かっていくということが僕らの仕事なのでございますけれども、分かっていくとなお心配になるというところも実はあります。市の施設であっても指定管理者で管理運営をしていくという、こ

れはいろいろな例が砂川市内でもあるので、ただどちらかというと、先ほどからも言っているとおりに、地域交流センターが非常にうまくいっている例と私は思っています、その後の施設ですから、そのよいところはしっかりと受け継いでいって、よい利用の方法が出てくるのではないかと思います。

今の指定管理者のお話でも、観光協会と商工会議所が共同体でというお話で、今のお話だと代表者を定めて、その下にというような、何か漠とし過ぎていませんか。法人格はどこも持っているわけではないし、多分代表者が集まってくるのだと思うのです、最初。それなら、この代表者は替わるわけですよ、各団体で。商工会議所は組織そのものが指定管理者の中に入ってくるものなのか、共同体の在り方です。つまり商工会議所と観光協会が合わさって、その中から代表者が出てきて、組織が出てくるということなのかなとも思うのですけれども、すごく広がりを持たないではないですかと私が思うのは、例えばゆうの場合はいろいろな団体が最初から参加するためにいろいろな協議を進めてきているのです。そして、そこのある程度の方々を理事という形で組織をつくって、もちろんNPO法人という形でやっているのです、非常に責任体系もはっきりしているし、そのように位置づけていって、利用料を取って、減免という形も取って、申請許可を受けるというすごく大事な責任のある仕事ですから、おまけに元はといえば市の建物ですから、市は知りませんよという話では絶対ないのです。最終的に市が責任を持つものなのか、指定管理で管理をさせているので、指定管理者が最終的な責任を持つべきだという形になっていくのか、それにしても共同体というのがあまりにも漠然としていませんか。

この共同体は、別格の例えばゆうみたいなNPO法人なりとか、オアリパが何か法人格になっていますよね。そのような形を取る共同体なのかどうなのか。ただ単純に商工会議所と観光協会が、一緒になりようがないのですけれども、これは組織として。そここのところが分からないと、先ほどの減免の話にもなるのですけれども、9時以降の話にもなるのですけれども、全部指定管理者が許可を出すのです。だから、私は心配しているのです。ゆうよりも指定管理者の力はより強くなっていますよ、こちらのほうが。組織がきちんとはっきりしていないのに。その辺のところは始まってからが大変になると思うのです。ゆうの場合は、最終的な責任、例えば減免なんかでも教育委員会が決めるような形になっているはずですよ。今はそれもこのまちなか施設にはありませんので、市長、行政の経験もありだし、このまちのトップでもあるわけなのですけれども、今の私の心配は市長の心配にはなりません。そこをお伺いしつつ、せつかく10億円以上もかけて造る施設が使いづらくて使えない。時間が早く終わってしまって、何かいまいち使いづらい。やたらと許可を早く取らないと占用使用ができなかったり、9時以降ができなかったりということがあるわけで、本当に使いづらい施設になりかねないのです。あそこが開いているから、多目的室で会議でもしよっか、いやいや、1か月前でなかったら貸せないのです。9時前だったら貸せるけれども、仕事が終わってから会議をしたら、ちょっと話しているだけでも

9時にはなってしまいますよね。どうしてなのだろうというのが本当に分からないのです。考えるとすれば、9時までいたら誰かが維持管理でいなければならない。お金がかかる。なるべくお金はかけたくない。でも、こうやって造った施設ですから、かかるものはかけなければ利用されないと思うのです。7時で電気を消して、9時まで電気代がもったいない。そんな駅前では寂しいではないですか。そんな考えでは寂しいではないですか。

市長、最後に、私の最後の質疑になるので、これでいける、これでこの施設はしっかりとみんなが利用してくれて、やっていけるのだとぜひお話をしてください。よろしくお願ひします。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 今小黒議員からありましたように、この施設の開設に当たってまだ不安が大きいというようなお話もございましたけれども、小黒議員が言われるように、全ての要望に全て応えてあげると、それは一番いいのかもしれませんが、本当にその施設がどのように使われて、どのようにまちに人がにぎわいを持っていただけるかというところで、極端に言えば24時間開けているのが恐らく一番いいのだと思います。ただ、そうはいつでもそうはならなくて、一番よい方法を今こちらとしても考えていて、同じような形で交流センターのゆう、これは非常にうまく運営、管理をされていて、非常にいいお手本になると思っています。今回の新たな指定管理者についても、そこが一番のお手本となって、そこを参考にしながらうまく運営ができるものと思っています。具体的には7時以降に使いたいときにうまく使えるのかというようなご心配もあろうかと思ひますけれども、そこはある程度の会議であれば1か月前ぐらいにはほぼほぼ会議としては恐らく予定も立てられると思ひますし、使い始めてから、こういったときにはこういうことをしたいというのも徐々にいろいろなところから話も出てくると思ひます。これは、行政ばかりで考えているわけではなくて、会議所、観光協会、その他の団体等といろいろ協議した中で案を詰めていっておりますので、そこは小黒議員の心配されているようなことはなく、順調に運営できるものと信じております。

以上でございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） このたび令和7年供用開始予定の管理運営計画が各議員にも配付されました。市民の方々からも様々な声があり、建設工事が始まって何ができるのか分からない方や建物ができて何が行われるか分からないなど、私からも目的、内容等について説明していますが、にぎわいのある場所になるのかなど不安の声も多いところです。そこで、事業計画、利活用の予定について伺います。にぎわいの創出と市民の居場所づくりを実現するため、魅力ある施設となるよう、飲食や特産品の販売など日常的な事業の実施や魅力を高める施設機能を整備するとともに、民間事業者や各団体と連携したイベント

の開催など、砂川の魅力を内外に発信する拠点施設となるよう事業展開しますとの基本方針に基づき、施設魅力向上の事業11項目とにぎわい創出事業9項目の2つが示されています。このほかに、過去にワークショップを行ってまいりました。また、市民の意見を聞く場では、第7期総合計画市民アンケートにおいて、駅周辺地区に位置し、市内事業者のうち職員数がトップである市立病院の職員、看護学生、市民に対しての市民意識調査も令和元年には行っております。このようなたくさんの過去の声を反映しなければならないと考えております。そこで、3点について伺います。

1点目、管理運営計画で示されている事業計画は市民の声を取り入れたものとなっているのかについて。

2点目、利用方法や管理運営計画はどのように市民に周知されているのかについて。

3点目、来年4月の供用開始に向けた事業計画のスケジュールについて伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君（登壇） それでは、3点ほどご質問がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

初めに、管理運営計画で示されている事業計画は市民の声を取り入れたものになっているのかについてであります。市民からの意見聴取につきましてはこれまで市民ワークショップやアンケート調査、パブリックコメントなどによりお聞きしてきたところでございますが、現在市内の各種団体に参画していただいている運営協議会においても意見等をいただきながら実施事業等の協議検討を行ってきているところであります。管理運営計画における事業計画につきましては、今までにお聞きした市民の意見などを参考に運営協議会での協議を踏まえ、策定したところであります。施設魅力向上事業ではカフェの設置や地域産品等の販売、ワーキングスペースの設置、イルミネーションの設置など、またにぎわい創出事業ではマルシェやビアガーデンの開催、キッチンカーの出店など、市民の意見を取り入れた事業計画となっているところでございます。

次に、利用方法や管理運営計画はどのように市民に周知されるのかについてですが、本施設は今までに中心市街地を訪れることがなかった方々に対しても訪れるきっかけをつくり、まちなかに来ていただくことで中心市街地の活性化につなげる施設としておりますので、このエリアを訪れていただけるよう、カフェの営業や地域産品等の販売、イベントなどを展開して多くの方々に来ていただける施設を目指しておりますので、施設のPRや市民周知は重要なものと考えているところでございます。今後の市民周知といたしましては、条例が承認されましたら、管理運営計画を公表していくほか、施設の利用方法や運営内容、事業内容等を定期的に広報すなわ及び市ホームページにおいて発信するとともに、地域おこし協力隊とも連携し、SNSなども活用して周知を図ってまいりたいと考えております。そのほか、イベントなどの利用促進に当たっては、これまでご意見をいただいた団体や飲食関係団体である北観協や社交飲食協会などにも直接出向いて運営内容等

を説明していきたいと考えているところであり、また市外の団体に対しましてもイベントなどで利用していただけるよう、PRチラシなどによって周知をしてみたいと考えているところでございます。

次に、供用開始に向けた事業計画のスケジュールについてということですが、今後のスケジュールといたしましては運営協議会での協議のほか、実施予定団体と個別の協議を進め、内容を整理していくこととしており、今年中に具体的な事業内容を決定する予定としておりますが、カフェの運営につきましては8月に運営者の公募を行い、運営者が決まりましたら、協議の上、運営内容を決定していきたいと考えており、また地域産品等の販売事業については現在実施予定団体と具体的な販売内容や取扱商品等の協議を行っているところであります。また、イベントなどのにぎわい創出事業につきましては、実施予定団体において事業の実施に向けて内容や実施時期などを検討していただいているところであり、今年度中には事業の概略を取りまとめる予定としているところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 ただいま詳しく答弁をいただきました。それで、2回目としましては、公表するということがありました。今後定期的に公表していくというような話もあったのですが、それをどのようにいつまで公表していくのかということをや一度、なるべく早くというのがいいと思うのですが、その点についてお伺いしたいのと、運営協議会を中心にやっていると思えますけれども、供用開始になったらこの運営協議会もやはり大事な部分にもなってくると思えますし、またいろいろ始まってくればにぎわいを持たすために市民の方からも要望等も来ると思うのですが、その辺を継続していくのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 まず、市民周知の時期ということでございますけれども、市民周知の時期につきましては条例が承認されましたら、早い時期、7月には管理運営計画の公表を予定しているところであり、そのほか施設の紹介や利用方法を7月に周知していきたいと考えているところでございます。

また、カフェの運営事業や販売事業などの事業内容が決まりましたら、その段階でその都度周知していきたいと考えているところでありまして、そのほかにも定期的にPRなどを行っていききたいと考えておりまして、各団体への周知につきましても随時早い段階から行っていききたいと考えているところでございます。

次に、運営協議会の関係でございますが、運営協議会におきましては供用開始後も継続して事業の検討や施設の運営等について協議をしていただくことと予定をしております。供用開始後は利用者満足度や利用者ニーズ等のアンケート調査を行っていききたいと考えておりますので、それらを踏まえまして運営協議会の中で施設の改善や実施事業の検討、見直しなどについて協議をしていただく予定としているところでございます。ですので、毎

年施設運営や改善点の把握、検討ができる仕組みとして協議会も継続して残していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第6号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する一括総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております5議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時28分